

見積合わせに関する注意事項

「見積合わせにあたっての注意」

- 1 見積書は、綾瀬市指定の様式を使用してください。
- 2 定刻までに参集しないときは、棄権とみなします。
- 3 現場説明時に配布した見本等は、見積合わせの際に必ず返却してください。
- 4 見積参加者が2者に満たないときは、見積合わせを中止します。
- 5 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積した金額の110分の100に相当する額を見積書に記載してください。
- 6 提出した見積書の引換え、変更又は取り消しをすることはできません。
- 7 見積合わせは、2回までとします。
- 8 見積書は、綾瀬市ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

「見積の無効」

- 1 見積合わせに参加する資格がない者がした見積
- 2 見積書記載の金額・氏名・その他見積要件の記載が確認できないもの
- 3 同一事項の見積に対して、2通以上の見積書を提出したもの
- 4 前各号に定めるもののほか、見積合わせに関する条件に違反したもの

「見積合わせの辞退」

- 1 見積参加者は見積合わせが完了するまでの間、いつでも見積合わせを辞退することができます。
- 2 見積参加者が見積合わせを辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。
 - ・ 見積合わせ執行前にあっては、見積辞退届（任意様式）を直接持参するか、又は郵送（見積日の前日までに到着するものに限ります。）してください。
 - ・ 見積合わせ執行中にあっては、その旨を明記した見積書を見積合わせ執行者に直接提出してください。
- 3 見積辞退届を提出したことにより、以後の指名等に不利益な取扱いを受けることはありません。

「落札について」

- 1 市長の定めた予定価格以下の最低価格の見積者をもって落札とします。
また、落札者となるべき同価格の見積者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- 2 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。ただし、単価契約は除きます。

綾瀬市管財契約課契約検査担当
電話（直通）0467-70-5642